

## むつ市議会第187回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成18年3月23日(木曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第17号 むつ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 第2 議案第18号 むつ市国民保護協議会条例
- 第3 議案第19号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例
- 第4 議案第20号 むつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例
- 第5 議案第22号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第23号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第24号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第26号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第28号 むつ市へき地保健福祉館条例を廃止する条例
- 第10 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 第11 議案第30号 新たに生じた土地の町名について
- 第12 議案第31号 公有水面埋立てに係る意見について
- 第13 議案第36号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第37号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第15 議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算
- 第16 議案第40号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第17 議案第41号 平成18年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第18 議案第42号 平成18年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第19 議案第43号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第20 議案第44号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第21 議案第45号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第22 議案第46号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計予算
- 第23 議案第47号 平成18年度むつ市用地造成事業会計予算
- 第24 議案第48号 平成18年度むつ市水道事業会計予算
- 第25 議案第49号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について

#### 【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第27 議員提出議案第1号 青森県の「医師需給計画」を策定し、それを実現するための施策を講じるよう要請する意見書

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（57人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	4番	村	中	徹	也
5番	堺		孝	悦	6番	川	端	一	義
7番	川	下	八	十	美	9番	菊	池	一
10番	新	谷		功	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	杉	浦		洋
21番	横	垣	成	年	22番	工	藤	孝	夫
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐	々	木	隆
29番	竹	本		強	30番	千	船		司
31番	坂	井	一	利	32番	福	永	忠	雄
33番	板	井	磯	美	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐	々	木	肇
39番	鎌	田	ち	よ	子	40番	菊	池	広
41番	野	呂	泰	喜	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清	四
50番	服	部	清	三	郎	52番	杉	本	清
53番	慶	長	徳	造	54番	佐	藤		司
55番	牛	滝	春	夫	56番	本	間	千	佳
57番	半	田	義	秋	58番	坪	田	智	十
59番	斉	藤	孝	昭	60番	中	村	正	志
61番	富	岡		修	62番	川	端	澄	男
63番	宮	下	順	一	郎				

欠席議員（6人）

8番	小	林		正	20番	久	保	田	昌	司
23番	大	澤	敬	作	28番	立	石	政	男	
42番	工	藤	直	義	51番	池	田	正	利	

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代監査委員	菊池	十田夫
総務部長	齋藤	純	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉 部	名久井	耕一
経済部長	森	正剛	建設部長	藤井	幸男
教育部長	宮下	孝信	教委事務 理事	新谷	加水
監査委員 長	小川	照久	総務部・長 副総務課	佐藤	節雄
企画部長 次	工藤	武勝	企画部政監 調整	近原	芳栄
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	公企副総 務課	石田	武男
企画課 部長	奥島	慎一	企画課 部長	下山	益雄
農委事務 局長	吉田	薫	川舎所 内長	佐藤	吉男
大庁舎所 畑長	中嶋	康夫	脇野所 長	千船	藤四郎
総務課 部長 補佐	濱田	賢一			

事務局職員出席者

事務局 長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係 長	古川	俊子
庶務係 主任	濱村	勝義	調査係 主任	青山	諭
庶務係 主任	赤石	奈穂子	議事係 主任	葛西	信弘

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月7日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、3月16日に審議を終えております建設常任委員会付託議案を除く総務、産業経済、教育民生常任委員長及び予算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1～日程第26 委員長報告、  
質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第17号 むつ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例から、日程第26 議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの26件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第17号、議案第18号、議案第22号から議案第24号まで、議案第29号、議案第30号及び議案第50号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（53番 慶長徳造議員登壇）

○53番（慶長徳造） 総務常任委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。

議案第17号につきましては、1名の委員よりご異議があり反対討論が、2名の委員より賛成討論が出され、また議案第18号につきましても、1名の委員よりご異議があり反対討論が出されましたが、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。その他6件の議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第17号 むつ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例についてであります。これについて理事者側から次のような説明がありました。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に基づき、むつ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるためのものであるとの説明がありました。

これについて、委員からは次のような質疑がありました。

まず、本条例は設置しなければならないと言っているが、法律では絶対設置しなさいとは書いていないがどうかとの質疑が出されました。

これについて理事者側からは、そのとおりであるが、国が法律をつくった段階で、県、市町村には対策本部をつくることを要請しているので、国・県の意向を考え設置したいとの説明がありました。

また、美浜原発でテロの訓練をしたとの報道があったが、そのようなことが参考にならないかとの質疑が出されました。

これについて理事者側からは、ことしの8月に県の総合防災訓練が当市の大平岸壁で実施が予定されているが、その際には化学テロ等を想定した訓練をやることであるとの説明がありました。

また、新年度は新たに防災担当の課を設置することであるが、それと議案第17号との関係はどうかとの質疑が出されました。

これについて理事者側からは、これだけではなく防災担当課では自然災害、原子力災害、テロ対策等一括して処理するとの説明がありました。

また、この法律そのものを地域住民は理解されているか危惧するので、行政として啓蒙を図る意味から、有事ということだという断定の中で物を決めていくのではなく、もう少し時間をかけてもよいのではとの質疑が出されました。

これについて理事者側からは、法律では「指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村長はただちに都道府県国民保護対策本部及び市町村国民保護対策本部を設置しなければならない」とあるので、政府の指定を受けた場合、むつ市はつくりませんということとはできない。また、指定を受けてからだと設置をする時間的余裕がないので、あらかじめ準備をしておきたいという趣旨であるため提案したとの説明がありました。

次に、議案第18号 むつ市国民保護協議会条例

についてであります。

これについて理事者側から次のような説明がありました。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に基づき、むつ市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるためのものであるとの説明がありました。

これについて委員からは次のような質疑がありました。

この条例ができた後のスケジュールはどうか、また毎回会議を開いたらホームページだけでなく、市政だよりでも公表できないかとの質疑が出されました。

これについて理事者側からは、4月に組織を立ち上げ、今年度中に計画を策定し、できれば来年の3月議会での全員協議会で示したいとの説明がありました。また、計画はページ数が多いため市政だよりでは難しいが、ホームページに載せるのは可能であるし、協議会の審議内容についても逐次ホームページで公表できるような体制をとりたいとの説明がありました。

次に、議案第22号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これについて理事者側から、次のような説明がありました。

この条例は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における市長の給料月額を25%、助役の給料月額を20%、収入役、公営企業管理者及び教育長の給料月額を15%減額するためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第23号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これについて理事者側から次のような説明がありました。

この条例は、職員の給与体系を9級制から7級

制とし、また一職一級制としてわたりを廃止する等、昨年の人事院勧告に準じて職員に適用される給料表及び昇給に関する規定並びに勤勉手当の支給割合を改定するとともに、給料表の切りかえ方法、経過措置等を定めるためのものであるが、現在の給与については現給保障するとの説明がありました。

これについて委員からは次のような質疑がありました。

現給保障するとのことだが、それは人事院勧告に沿っているのか、また本来であれば何%の減となるのかとの質疑が出されました。

これについて理事者側からは、現給保障は人事院勧告に沿っている。また、給料表だけ見ると3.8%の引き下げとなるが、これを現在の職員の給料表に当てはめると、5.8%の引き下げとなるとの説明がありました。

次に、議案第24号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これについて理事者側から次のような説明がありました。

この条例は、給与条例の改定に伴う条文の整備であるとの説明がありました。

次に、議案第29号 新たに生じた土地の確認についてであります。これについて理事者側から次のような説明がありました。

この条例は、九艘泊漁港漁村総合整備事業により漁港施設用地及び環境施設用地として整備した公有水面埋立地2,613.26平方メートルを確認するためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第30号 新たに生じた土地の町名についてであります。これについて理事者側から次のような説明がありました。

この条例は、議案第29号で確認の提案をしている埋立地2,613.26平方メートルをむつ市脇野沢九艘泊に編入するためのものであるとの説明があり

ました。

次に、議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。これについて理事者側から次のような説明がありました。

この条例は、構成団体である中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合が平成18年2月26日に解散したことにより組合の規約を変更するためのものであるとの説明がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第19号、議案第20号及び議案第31号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（27番 佐々木隆徳議員登壇）

○27番（佐々木隆徳） 産業経済常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑について申し上げます。

初めに、議案第19号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例及び議案第20号 むつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例についてであります。理事者側から、これら2議案は両施設の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありました。

このことについて委員から、指定管理者の公募方法及び指定の時期について質疑があり、理事者側から、両施設とも今回は公募によらず、これまでの委託先である大畑町漁業協同組合を指定管理の候補者とし、6月議会で指定管理者の指定を提案し、本年9月1日に指定管理を開始する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第31号 公有水面埋立てに係る意見についてであります。理事者側から、市が漁港施設用地として、脇野沢漁港瀬野地区の公有水面を埋め立てるために県知事に免許申請しているが、公有水面埋立法に基づき県知事から当市の意見を求められたための提案であるとの説明がありました。

このことについて委員から、旧脇野沢村ではホタテの貝殻をここに埋めるとしていたようだが、実際に貝殻を使用するののかとの質疑に対し、理事者側から、貝殻を埋め立てに使用すると、その土地に建物を建設できない等土地利用に制限が生じるため、将来的な汎用性を考慮し、埋立材には貝殻ではなく、しゅんせつ土を使用するとの答弁がありました。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで産業経済常任委員長  
の報告を終わります。

次は、議案第26号、議案第28号、議案第36号、議案第37号及び議案第49号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（46番 澤田博文議員登壇）

○46番（澤田博文） 教育民生常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告

書のとおりであります。議案第36号、議案第37号及び議案第49号の3件につきましては異議ありましたが賛成多数で、その他2件の議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第26号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、地方自治法の一部改正により公の施設に係る管理委託制度が廃止され、指定管理者制度を導入するか、または市において直営管理するかを選択しなければならぬが、当該施設においては指定管理者制度の目的である、より柔軟で質の高い住民サービスの提供と経費の節減等は期待できない。当該施設の特異性、専門性を踏まえ、これまでどおり市で直接管理することが適当と判断し、条文の整理をするものである。また、使用料改定については、当地域に近接する温泉施設及び民間施設との緩和を図るため、本年6月1日より改定するものであるとの説明がありました。

この施設の使用料について委員から、1日単位の金額か、また市内・市外での使用料に差があるが、受け付けの際どのようにしてその区別をするのかとの質疑に対し、理事者側からは、使用料は1日の単位である、また市内・市外の区別については、受け付けの際利用者の申し出により区別するとの答弁がありました。

さらに、同委員から、施設の老朽化により利用者に不便を強いている現状であるが、施設・器具等の総点検を実施し、早い時期での改善をしてほしいとの要望が出され、理事者側からは、当センターは築三十有余年経過しているが、温泉を併設した施設であるので、修理等を施しながら長く使用できるようにしたいとの答弁がありました。

次に、議案第28号 むつ市へき地保健福祉館条例を廃止する条例についてであります。

この議案について理事者側から、当該施設は旧大畑町において僻地における保健福祉の増進を図るため、赤川へき地保健福祉館として昭和50年に建設され、地域住民の集会施設として、また地区公民館として、それぞれの設置条例に基づき運用されてきたが、平成11年に総合福祉センター「ふれあい館」が完成したことにより、保健福祉の活動拠点が当該施設から「ふれあい館」に移行しつつある。当該施設の目的及び位置づけを明確にし、地区公民館として管理運用するため、保健福祉施設としての役割を廃止するものである。なお、保健福祉施設として利用を希望する場合は、むつ市中央公民館条例において従来どおり利用できるとの説明がありました。

この議案についての質疑等は特にありませんでした。

次に、議案第36号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

この議案について理事者側から、歳出において一般及び退職被保険者等の療養給付費の増額により2億4,100万円、平成16年度療養給付費等負担金精算償還金として423万9,000円及び脇野沢診療所に係るへき地直営診療施設運営繰出金として645万9,000円を増額補正するものである。

歳入については、国庫支出金から4,795万9,000円、退職被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金から1億1,200万円、さらに歳出において生じる不足金を財政調整基金から9,173万9,000円取り崩すもので、この補正により歳入歳出予算総額は62億9,089万円となるとの説明がありました。

この説明に対し委員から、療養給付費を2億4,100万円増額補正するが、財政調整基金を取り崩すほどの療養給付費の増額の理由は何かとの質

疑に対し、理事者側からは、当初予算における医療費の見積もりに当たっては過去3年間の動向を踏まえ、国の示す方式に従って見込額を歳出しているが、一般及び退職被保険者等とともに1人当たりの医療費が大幅に伸びたためであるとの答弁がありました。

委員からは、当初予算の算出時において予測できない状況はあると思うが、社会動向を掌握し、諸事情を的確に判断したうえで算定に当たってほしいとの要望がありました。

また、別の委員から、国・県の支出金の動向はどのようになっているかとの質疑に対し、理事者側からは、国・県の支出金に関しては法令等に定められた割合に基づいて給付されており、三位一体改革により国・県における負担金・交付金の率の変更はあったものの、市の歳入において国・県合計で従来どおりの率は確保されているとの答弁がありました。

次に、議案第37号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算についてであります。

この議案について理事者側から、医療給付費の増等に対応するため5,774万1,000円を増額補正するもので、歳入については支払基金交付金から2,854万3,000円、国庫支出金から1,620万9,000円、県支出金から405万2,000円及び市の一般会計からの繰出金405万4,000円、さらに第三者行為納付金として179万8,000円、不正利得等返納金として278万5,000円を補正するもので、この補正により歳入歳出予算総額は47億2,553万円となるとの説明がありました。

委員から、この説明の中の第三者行為納付金と不正利得等返納金とは何かとの質疑があり、理事者側からは、第三者行為納付金については、自動車事故等により本来保険者側で負担すべきでないものを保険において一時負担した部分を求償の範囲内で具体的に損害賠償を求めたものをいい、不

正利得等返納金については不正請求により医療費の返還が生じたもので、医療監査により発覚した不正診療報酬を医療機関に対し返還を求める場合や、老人医療保険において、無申告者等の所得再計算によって自己定率負担の割合が1割から2割に増加したことにより返納が生じる場合等があるとの説明がありました。

次に、議案第49号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画期間に限り、65歳以上の方の第1号被保険者に係る保険料を大畑地区とそれ以外の地区の2区分での不均一賦課とする。また、介護保険法の一部改正に伴い、保険料の算定段階を現在の5段階から6段階に変更する。さらに、新たに設けられた介護予防給付については、本年7月1日から実施することを定め、これらに関する条文及び附則の整備をするものであるとの説明がありました。

旧大畑町の保険料が他の地区と比べ極端に安かった理由と、今後の保険料の推移について委員から質疑があり、理事者側からは、旧大畑町の保険料は、旧むつ市と比べ月額で1,000円近くの差が生じていたが、旧大畑町においては介護に関する事業所が少なかったこと、さらに介護保険制度を利用せず、各家庭において献身的な介護を行ってきたことにより、保険料を低くすることができたと聞いている。保険料の設定に当たっては、同一保険者同一料金が原則であるが、合併前の市町村間において格差が著しい場合は、地域の実情を踏まえ、今期に限り不均一賦課にするもやむなしとの国・県の見解もある。むつ市介護保険事業計画等策定委員会の審議結果を尊重し、大畑地区については不均一賦課としたが、平成21年度からは均一賦課となるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市町村合併において住民

が受けるサービスは高く、負担は低い地区に合わせると言われていたが、保険料に関し、旧大畑町の低い保険料に合わせる議論はなされなかったのかとの質疑に対し、理事者側からは、介護保険サービスの給付に必要な財源は、被保険者が納める保険料と国・県で負担する公費分の50%ずつで賄われている。そのため低い地区に合わせて保険料を設定すると、必要な財源の確保が困難となるおそれがある。現在のむつ市の状況を考慮し、審議を何度も重ねた結果、この保険料を設定したとの答弁がありました。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第39号から議案第48号までについて予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（6番 川端一義議員登壇）

○6番（川端一義） 予算審査特別委員会に付託されました議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算から、議案第48号 平成18年度むつ市水道事業会計予算までの議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、9日、14日及び16日に開催し、付託議案審査は助役、収入役ほか関係部課長等の出席のもとで行いました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算及び議案第42号 平成18年度むつ市介護保険特別会計予算については、委員1名より反対討論

がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第41号 平成18年度むつ市老人保健特別会計予算、議案第43号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第44号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第45号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第46号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計予算、議案第47号 平成18年度むつ市用地造成事業会計予算、議案第48号 平成18年度むつ市水道事業会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました26議案については、区分して1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第17号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第17号 むつ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 私は、議案第17号に反対討論を行います。

まず、今議案は2003年6月及び2004年6月に制定が強行された有事関連法と一体をなすものがあります。国民保護法は、自然災害などとは無関係な戦争のために、自治体や公共機関、民間企業に戦争協力の計画づくりや実行を迫り、平時から国民を戦争に備えさせる体制をつくるうというもので、まさに戦争動員計画と言うべき内容のものであります。

国会での議論でも、国民保護法は国民をアメリカの引き起こす戦争に動員する危険なねらいがあることが大きな論点となりました。政府の資料によれば、武力攻撃予測事態として、予測されると政府が判断するだけで、日本が他国から攻められていなくても、地方自治体や公共団体は住民を避難誘導する役割を担わせられます。また、市町村長の応急措置として、土地建物及び物件の使用、除去などを行わなければならないとされています。さらには、国民の協力として、半ば強制的な救援、救助への援助、平時の訓練への参加も求められています。医療、輸送機関の動員及び民間企業も同様とされて、従わない場合は罰則をも科すというものです。

以上、問題点の内容をかいつまんで述べましたが、これらのことはイラクへの自衛隊派遣を見てのように、アメリカがアジア太平洋で起こす戦争に日本が協力するというアメリカ言いなりの異常な従属関係に日本があるからであります。仮想敵国をつくり、想定、予測をもとにした架空の計画策定を自治体に押しつける、こうしたやり方は容認できるものではありません。

沖縄県では、県議会で否決され、制定されてお  
りません。市として市民の生命、財産、自由、権  
利を奪われないように慎重に対処すべきであっ  
て、むつ市が県内に先駆けて決定すべきではない  
のであります。

憲法9条を守り、平和外交を進めることでアジ  
アと世界の平和を守ることこそ、日本が今なすべ  
きことであることは論をまちません。国からの押  
しつけとはいえ、市民の平和と安全を脅かす国民  
保護法なる策定に予算を計上して、地方自治体が  
手をかす結果をつくり出すべきではありません。  
平和憲法と相入れない今議案の撤回を強く求めて  
反対討論といたします。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第17号についてご異議がありますので、起  
立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の  
起立を求めます。

（起立者47人、起立しない者6人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よっ  
て、議案第17号は委員長報告のとおり可決されま  
した。

#### 議案第18号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第18号 むつ市  
国民保護協議会条例について、総務常任委員長報  
告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わ  
ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
すので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 議案第18号であります、議

案第17号と同様の理由で反対いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第18号についてご異議がありますので、起  
立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の  
起立を求めます。

（起立者48人、起立しない者6人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よっ  
て、議案第18号は委員長報告のとおり可決されま  
した。

#### 議案第19号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第19号 むつ市  
大畑町水産物簡易加工処理施設条例について、産  
業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わ  
ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
すので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第19号 むつ市大畑町水  
産物簡易加工処理施設条例に対し、反対討論をい  
たします。

本案は、加工処理施設の管理運営に指定管理者  
制度を導入するものであります。この間、公的な  
施設を民間にという趣旨の指定管理者制度の矛盾  
が出てまいりました。代表がむつ市長である団体  
が指定管理者となりました。また、議員が理事者  
となっている団体も指定管理者となりました。平  
成18年度は、維持管理費として1億1,500万円の  
税金が使われるウェルネスパークの指定管理者  
は、利用者を会員に限定するようなチラシを  
まきました。どこが経費削減とサービス向上なの

かと疑問を抱かざる……

○議長（宮下順一郎） 横垣議員にお願いいたします。

討論の範囲にとどめてください。

○21番（横垣成年） 抱かざるを得ない管理者の指定もありました。私たち日本共産党市議団が当初から指摘していたことが早くも表面化しております。このような指定管理者制度を導入する本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第19号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者51人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第20号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第20号 むつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第20号 むつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例に対し、反対討論をいたします。

本案も指定管理者制度を導入するものでありま

す。前議案同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第20号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者51人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第22号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第22号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 議案第22号のむつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案可決であります。私はホームランを打てるとは思いませんが、これに対し、反対します。以下、反対理由を述べ、反対討論とします。

市長は、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで市長等の給料月額を市長は25%、助役は20%、収入役、公営企業管理者及び教育長は15%それぞれ減額すると提案理由で述べられました。地方自治法第204条に定める市長等の給料は、そ

の職務に応じて、その地方公共団体の議会が条例で定めることになっています。むつ市では、これに基づいてむつ市特別職職員の給与に関する条例が昭和34年12月8日条例第63号として公布され、今日に至っています。この条例は、過去に30回の改正が行われ、平成15年11月28日条例第31号が最終改正となり、市長85万円、助役69万円、収入役63万1,000円などと規定されています。これらの金額を定めるに当たっては、むつ市特別職報酬等審議会設置条例がありますので、その審議会の意見を聞いて議会に提案することが条例上義務づけられております。もともと市長など常勤特別職には、その職にふさわしい給料を支給し、市民福祉の向上のため、その職務に全力を傾注していただくのが本旨であります。しかるに、平成14年6月27日、条例第19号のむつ市長等の給与の特例に関する条例を公布し、今日のような財政悪化を理由に市長らの給料を減額する手段により対応してきたものであります。

また、この条例第4条では、退職金の支給根拠となる給料月額を、本則の条例に基づくものと規定し、市民にとっては極めてわかりにくいものとなっています。この条例は、過去に5回の改正を行っています。昨年3月14日、4市町村合併時から今回まで3度目の提案であります。私は、多大の財政赤字に悩む市の台所事情は理解でき、過去2度の改正には賛同し、市長等の犠牲的な対応に賛意を示してきましたが、今回の対応に合併後1年経過の新生むつ市新スタートであることから、暫定的な考えで市政に当たるのではなく、本格的に対処していく方針を示す立場から、本会議の質疑を通じて市長のお考えをたじましたが、その回答には多くの疑問を持ちました。

まず、審議会の意見を求めることなく議会に提案したことは、民意を反映させるための行政手続を軽視し、その手続に瑕疵の疑いがあります。仮

に累積した赤字による財政再建団体の転落を未然に防止する暫定の措置とみなし許容しても、市長は職員に痛みをお願いする、その前提で五役が話し合い、「隗より始めよ」としたとのことでしたから、自らの任期中に赤字解消が難しい見通しの中で、その責めを負うというお考えではなかったように私は受けとめました。だから、手続に瑕疵があるという疑念は晴れません。

また、「隗より始めよ」については、本来の意味は中国の戦国時代、燕の昭王が天下の人材を自分の国に集めようとし、その方法を郭隗に尋ねたとき、郭隗が、「まず、この二流の隗から優遇してごらん下さい。そうすれば、私以上の者はどんどんやってきます」と答えた故事であるそうですから、待遇が低下する今回の場面では、引用はいかがなものでしょうか。

加えて、私が議会事務局の協力によって調査した県内市長の給料の状況では、旧3市を除けば、現行では三沢市で86万5,000円を69万円に減額している以外は、黒石市85万円、五所川原市83万7,000円、十和田市86万1,000円、つがる市77万2,000円、平川市79万8,000円となっています。また、大間町は72万円をこの4月から68万5,000円に、東通村が76万5,000円となっている。これらの市などと比較しても、むつ市が85万円の25%カット、63万7,500円は低過ぎます。これでは市長が施政方針に掲げた格差社会そのものを助長し、容認することになり、是正すら困難になります。無理はいけません。無理は、持続したためしがありません。俗に名は体をあらわすと言いますが、給料の低さも市の地位をおとしめることになりかねません。市長は、他に実入りがあるのと理解できても、異常な措置ではないでしょうか。私は、少なくとも70万円台の中位が妥当ではないかと考えています。したがって、早い時期に審議会を開催、その民意を問い、再提案が至当と考え

ます。むつ市の財政ピンチをしのぐためとはいうものの、このような政治姿勢には賛成することはできません。よって、議案第22号に賛成する環境にはないものと判断いたしました。

以上で私は反対の態度を表明して討論を終わります。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第22号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者48人、起立しない者7人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第23号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第23号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第24号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第24号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第26号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第26号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第28号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第28号 むつ市へき地保健福祉館条例を廃止する条例について、

教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第29号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第29号 新たに生じた土地の確認について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第30号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第30号 新たに生じた土地の町名について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第31号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第31号 公有水面埋立てに係る意見について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第36号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第36号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第37号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第37号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第39号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、特に問題となる箱物は計上されておられません。その点では評価できます。まさに合併効果がここにあらわれていると言ってもいいのであ

りましょう。

杉山市政誕生は、昭和60年でありました。最初の不要不急の事業が昭和63年に行われた事業費22億6,800万円の田名部駅前買い物広場整備です。以来不要不急の事業が切れ目なく平成17年度まで行われ、そのあげく平成17年度決算見込みでは累積赤字30億円と赤字再建団体すれすれの状況となりました。平成18年度予算には、国の改正で、私は改悪と言いますが、市はどうしようもなく、仕方がないとはいえ、定率減税の段階的廃止による税込増1億5,000万円を見込んでおります。介護保険料の値上げ1億円を合わせると、およそ2億5,000万円以上がむつ市民の懐から徴収されることとなります。むつ市の経済をますます冷え込ませることは間違いありません。

私たち日本共産党市議団が反対をした国民保護法関連の条例を受けた協議会運営費36万9,000円が計上されております。そして、何度もむつ市の財政を傷めないと言っていたウェルネスパーク維持管理費1億1,500万円のうち500万円が一般財源からの持ち出しとなり、むつ市の財政を傷めることになりました。来さまい館も同様、7,117万円のうち65万円、むつ市の財政を傷めております。金額が小さいからいいというものではありません。約束を守ってほしいというものであります。

また、むつ市はむつ総合病院への未払い金33億円があります。平成18年度予算でも、その行方を知ることできません。むつ総合病院になぜ33億円を支払わなかったのか、赤字再建団体になると不要不急の事業ができません。33億円を支払わない理由がここにあるのではないのでしょうか。むつ総合病院に33億円をきちっと支払っていれば、その時点で赤字再建団体となり、国の監視が入りますから、不要不急の箱物などの建設はほとんどすることはできなかったものであります。むつ市は、財政再建を果たし、電源三法交付金、使用済み核

燃料中間貯蔵施設の交付金に頼らなくてもいいむつ市になっていたのではないのでしょうか。

平成18年度は、電源三法交付金が20億円入るとされており。こんなに電源三法交付金に頼る財政でいいのかと不安は消えません。隣の岩手県は、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験をめぐる、漁業者の不安が高まっている、岩手に来て説明しろとの声が高まっております。

○議長(宮下順一郎) 横垣議員、議案第39号の反対討論の範囲内にとどめていただきたいと思います。

○21番(横垣成年) いや、青森県民がおとなし過ぎるのかもしれませんが。岩手県民は、電源三法交付金なんか全然当てにしていけないよという姿勢が、そして岩手県に原子力発電所が一つもないという理由が、皆さんはこの声の高まりでよくわかったのではないのでしょうか。岩手県のように、地場産業を大切に、育成することに知恵を絞った予算にするべきであります。本予算に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第39号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者53人、起立しない者2人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第40号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第40号 平成18年

度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第41号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第41号 平成18年度むつ市老人保健特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第42号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第42号 平成18年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

(22番 工藤孝夫議員登壇)

○22番(工藤孝夫) 議案第42号について反対討論を行います。

昨年10月介護保険給付の改悪により、利用者の施設居住費、食事費及びショートステイ滞在費を保険適用外としたため、全額本人の自己負担となり、特に第1号被保険者は深刻な事態となっています。このことは、青森県保険医協会が10月の改定以後、2回にわたる調査を行い、その結果がこれも2度にわたり広く報道されたところであります。自己負担増による入所の取りやめや通所の減少、食事の未利用者の増加、加えて施設、事業所の減収としてはね返っていることが明らかになっております。そればかりでなく、今の要支援の人は、すべて要支援1に、要介護1の人を要支援2にして介護サービスの対象外とされることにもなりました。さらに、この4月から介護報酬が変われば、一層深刻な事態になることは明瞭であり、本議案にも反映せざるを得なくなっております。自治体は、市民の福祉向上と充実のとりででなければならないことは言うまでもありません。しかし、介護保険事業をめぐる実態は、逆行しつつある現状にあります。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第42号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者49人、起立しない者6人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よっ

て、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第43号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第43号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第44号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第44号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第45号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第45号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第46号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第46号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第47号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第47号 平成18年度むつ市用地造成事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第48号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第48号 平成18年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第49号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第49号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

(22番 工藤孝夫議員登壇)

○22番(工藤孝夫) 議案第49号は、介護保険料の値上げ改定であります。合併の精神に立ち、サービスは高く、負担は軽くすべきは、ひとしく市民の声であります。大畑地区と均一にすべきであります。議案第42号の討論内容と同様、反対するものです。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第49号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者51人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第50号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第27 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第27 議員提出議案第1号 青森県の「医師需給計画」を策定し、それを実現するための施策を講じるよう要請する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。22番工藤孝夫議員。

(22番 工藤孝夫議員登壇)

○22番(工藤孝夫) 議員提出議案第1号 青森県の「医師需給計画」を策定し、それを実現するための施策を講じるよう要請する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

自治体病院はその地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献してきました。しかし、現在、多くの自治体病院は慢性的な医師不足、恒常的な赤字経営に苦しみ、本来の役割を果たせず、病院機能を維持することさえ困難な状況となっております。

なかでも医師不足に関しては、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化しています。特に小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さ等の要因により医師希望者も減少しており将来の展望すら見えません。各自治体は懸命の努力を続けていますが、自治体個々の努力だけでは医師の確保は極めて困難な状況にあります。

よって、県におかれましては、強いリーダーシップを発揮し、医師の需給計画を立て、それを実

現するための施策を講じることなくして、この問題は解決しないと考えます。

以上の趣旨から、下記事項を早急を実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

#### 記

青森県として、自治体病院の医師不足を解消するため、短期および長期的な医師需給計画を策定し、それを実現するための施策を講じることがを要望します。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、青森県知事としたいと思います。ご了承願います。

#### 閉会の宣告

○議長（宮下順一郎） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第187回定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会